

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第三十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

平成二十四年十一月三十日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 橋本 明彦

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）「日本海・九州西海域」 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に定める日本海・九州西海域

（2）「沿岸くろまぐろ漁業」 動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六条第三項に規定する定置漁業、同条第五項に規定する共同漁業、法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業、法第五十二条第一項に規定する指定漁業、法第六十六条第二項に規定する漁業、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業、同条第三項に規定する届出漁業、都道府県規則により都道府県知事の許可を受けて営む漁業及び法第六十七条第一項の規定に基づく指示により海区漁業調整委員会若しくは連合海区漁業調整委員会の承認又はこれら委員会への届出を要する漁業を除く。）

2 届出

（1） 平成二十五年一月一日から平成二十五年十二月三十一日の間に日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、平成二十四年十二月二十八日までに、別記様式第一号（漁業協同組合（以下「組合」という。）を経由して届出する場合にあつては別記様式第二号）による届出書に、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条による漁船原簿の謄本を添え、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。ただし、届出書中、都道府県から、当該届出に係る船舶が漁船法第十条に規定する登録を受けたものである旨の確認を受けたときは、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。

（2） 前号の規定による届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第三号により委員会に変更の届出をしなければならぬ。この場合において、当該変更の届出が船名又は船舶総トン

数の変更に係るものであるときは、漁船法第十条による漁船原簿の謄本を添えなければならない。ただし、届出書中、都道府県から、当該届出に係る船舶が漁船法第十条に規定する登録を受けたものである旨の確認を受けたときは、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。

(3) 前二号の届出は、その住所の所在する都道府県ごとに、別表の上覧に掲げる道府県の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる委員会事務局(以下「事務局」という。)に提出して行うものとする。なお、別表の上覧に掲げる道府県以外の都道府県に住所を有する届出者は、主たる操業海域の道府県の区分に応じ、当該海域を管轄する事務局に提出するものとする。

3 漁獲実績報告書

- (1) 2の届出をした者は、当該届出に係る漁業の当年の漁獲実績報告書を翌年一月三十一日までに事務局に提出しなければならない。
- (2) 前号の漁獲実績報告書の様式は、別記様式第四号(組合を経由して提出する場合にあつては別記様式第五号)とする。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十五年一月一日から平成二十六年一月三十一日までとする。

別表

道府県名						委員会事務局及び所在地
富山県	新潟県	山形県	秋田県	青森県	北海道	新潟漁業調整事務所 〒950-0909 新潟市中 央区八千代1-5-15

石川県	福井県	京都府	兵庫県	鳥取県	島根県	山口県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	鹿児島県	沖縄県
境港漁業調整事務所 (〒684-0034 境港市昭和町一番地先)		九州漁業調整事務所 (〒812-0031 福岡市博多区沖浜町8-1)										

様式第一号

沿岸くろまぐろ漁業操業届出書

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

届出者住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

下記により、沿岸くろまぐろ漁業に係る日本海・九州西広域漁業調整委員会指示の届出対象海域において操業しますので、（関係書類を添えて）届出します。

記

1 使用する船舶

- （1）船名
- （2）漁船登録番号
- （3）船舶総トン数

2 漁業の方法 曳き縄・はえ縄・釣り・その他（ ）

3 操業海域

4 操業予定時期

5 主な水揚げ市場（又は漁協）

6 漁船原簿の登録確認

漁船登録原簿の内容と相違がないことを証明します。

道府県確認印

- 備考
- 1 用紙は、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 漁業の方法は、該当するものに○印をつけること。その他については、（ ）に具体的な漁法を記入すること。
 - 3 操業海域は、別図の区分（J 1、J 4～J 10）を記入すること。

沿岸くろまぐろ漁業操業届出書

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

住所
漁業協同組合名
代表者の役職及び氏名
印

下記の者が、沿岸くろまぐろ漁業に係る日本海・九州西広域漁業調整委員会指示の届出対象海域において操業しますので、(関係書類を添えて)届出します。

記

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	届出者住所	使用する船舶			漁業の方法 曳き縄・はえ縄・釣り・その他	操業海域	操業予定時期	主な水揚げ市場(又は漁協)	届出者証明印	備考
		船名	漁船登録番号	船舶総トン数						

上記の届出者の漁船については、漁船登録原簿の内容と相違ないことを証明します。
道府県確認印

- [備考]
- 1 漁業の方法は、該当するものを記入すること。その他については、具体的な漁法を記入すること。
 - 2 操業海域は、別図の区分(J1、J4～J10)を記入すること。
 - 3 1枚で記入できない場合には、適宜追加して記入すること。

様式第三号

沿岸くろまぐろ漁業操業変更届出書

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

届出者住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

年 月 日付けで届け出たくろまぐろ漁業操業届出書の記載事項に下記
のとおり変更が生じたので、（関係書類を添えて）届出します。

記

1 変更しようとする事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

2 漁船原簿の登録確認

漁船登録原簿の内容と相違がないことを証明します。

道府県確認印

備考：用紙は、日本工業規格A4とすること。

様式第四号

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

年 月 日

沿岸くろまぐろ漁業漁獲実績報告書

漁業者の氏名又は名称	印
住所	
届出日	
使用船舶名	
漁船登録番号	
船舶総トン数	
漁業の方法	曳き縄・はえ縄・釣り・その他()

年	月	水揚げ市場 (又は漁協) * 1	漁業の方法	操業海域 *2	漁獲量				
					鮮魚			養殖用種苗	
					4kg未満*3	4kg以上*3		尾数	1尾当 りの平均 魚体重 (kg) * 5
					総重量 (kg)	総重量 (kg)	水揚げ状態 *4		

(注)

- * 1:「養殖用種苗」にあつては、漁獲後、最初に活け入れ、又は蓄養した漁場を管轄している漁協名を記入する。
- * 2: 別図の区分を記入する。
- * 3: 4kg上・下を仕分ける銘柄区分がない場合には、目視、経験則等による記入でよい。
- * 4: ラウンド(魚全体のまま)は「1」、セミドレス(えら、内蔵除去)は「2」、セミドレスから尾鰭を除いたものは「3」、その他は「4」を記入する。
- * 5: 「1尾当たりの平均魚体重」については、目視、経験則又は数尾の直接計測等による記入でよい。

〔備考〕

用紙は、日本工業規格A4とする。

様式第五号

沿岸くろまぐろ漁業漁獲実績報告書

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

年 月 日

住所
漁業協同組合名
代表者の役職及び氏名

印

下記のとおり、届出者ごとの日本海・九州西海域でのくろまぐろ漁獲実績を報告します。

記

[illegible]

(注)
* 1:「養殖用種苗」にあつては、漁獲後、最初に活け入れ、又は蓄養した漁場を管轄している漁協名を記入する。
* 2:別図の区分を記入する。
* 3:4kg上・下を仕分けする銘柄区分がない場合には、目視、経験則等による記入でよい。
* 4:ラウンド(魚全体のまま)は「1」、セミドレス(えら、内臓除去)は「2」、セミドレスから尾鰭を除いたものは「3」、その他は「4」を記入する。
* 5:「1尾当たりの平均魚体重」については、目視、経験則又は数尾の直接計測等による記入でよい。

〔備考〕

- 1 同一届出者で水揚げ市場(又は漁協)、漁業の方法、操業海域が複数にまたがる場合は、行を替えて記入する。
2 本人証明印は1ヶ所とする。